

見 積 依 頼 公 告

下記のとおりオープンカウンタ方式による見積徴取を行います。

記

1. 見積書提出の方法

本件は「紙」による見積書の提出により実施するものとする。

2. 見積徴取を行う事項

- | | |
|---------------|--|
| (1) 業務名称 | 津財務事務所自動扉設備保守点検業務 |
| (2) 業務場所 | 三重県津市桜橋 2 丁目129番地 東海財務局津財務事務所 |
| (3) 業務概要 | 津財務事務所における自動扉設備（1 基）の保守点検業務 |
| (4) 業務期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで |
| (5) 証明書等の受領期限 | 令和 8 年 2 月 2 0 日（金曜日） 午後5時00分 |
| (6) 見積書の受領期限 | 令和 8 年 3 月 3 日（火曜日） 午後5時00分
（なお、郵送による場合は「簡易書留郵便」とし、受領期限までに必着とする。） |
| (7) 見積合せの日時 | 令和 8 年 3 月 4 日（水曜日） 午前10時00分
（見積合せへの立会いは不要とする。） |

3. 見積書の提出に必要な資格に関する事項

- 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」の A、B、C 又は D 等級に格付けされ、「東海・北陸地域」の競争参加資格を有し、責任をもって業務を完了することができる者。
- 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

4. 契約条項等を示す場所及び見積参加申込み

問い合わせ先：東海財務局津財務事務所総務課経理係（電話：059-225-7221） 〒514-8560 三重県津市桜橋 2 丁目129番地

受付場所：同上

見積書の提出を希望する者は、令和 8 年 2 月 2 0 日（金曜日）までに受付場所にて本件に係る仕様書を受領しなければならない。

なお、郵送による仕様書の配付を希望する場合は、上記受付場所に電話連絡のうえ、返信用のレターパックプラス（宛先を記載すること）を受付場所に送付すること（令和 8 年 2 月 1 3 日（金曜日）必着）。

また、上記問い合わせ先へ証明書等及び見積書の提出を行うこと。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで。

5. 契約保証金

全額免除する。

6. 見積の無効

本公告に示した見積書提出に必要な資格のない者が行った見積、見積説明書等の見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

7. 見積書の記載金額

契約相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積書提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

8. 契約相手方の決定方法

予算決算及び会計令第99条の 5 の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。

9. 請書の作成

契約の締結に当たっては、請書を徴取するものとする。

10. その他

- 競争参加資格の確認を受けていない者については、上記 2. （5）までに認定を受けなければならない。
- 詳細は見積説明書による。
- 本件見積合せに係る契約相手方の決定及び契約の締結は、令和 8 年度予算が成立し、予算の執行が可能となることを条件とする。

以上公告する。

令和 8 年 2 月 4 日

分任支出負担行為担当官

東海財務局津財務事務所長 石田 耕三